

027 563

様式44



令和 7 年 12 月 24 日

三重県知事 あて

医療法人住所
鳥羽市鳥羽1丁目5番5号
医療法人の名称
医療法人社団 中世古眼科
理事長 中世古 直成
電話 0599 (25) 5004

決 算 届

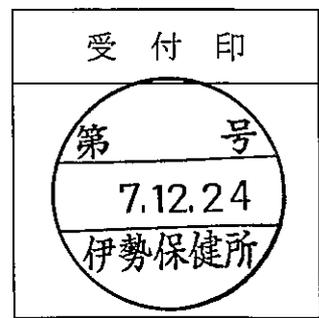
令和6年10月1日から令和7年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1. 事業報告書
- 2. 財産目録
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書
- 5. 監事の監査報告書

[備考]

- 1. 提出に当たっては、正本、副本とも各1部ずつを提出してください。
(医療法施行規則第33条の2第1項)



〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 中世古眼科
① 出資持分あり 社団
② その他
③ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鳥羽市鳥羽1丁目5番5号
- (3) 設立認可年月日 平成元年8月21日
- (4) 設立登記年月日 平成元年8月30日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類 診療所
施設の名称 中世古眼科
施設の医療機関コード 2410905141
開設場所 三重県鳥羽市鳥羽1丁目5番5号
許可病床数 無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 6年 11月28日 令和5年度決算の決定
令和 7年 9月30日 令和7年度予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 中世古眼科

※医療法人整理番号

所在地 鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

財 産 目 録
(令和 7 年 9 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	397,415 千円
2. 負 債 額	4,310 千円
3. 純 資 産 額	393,105 千円

(内 訳)

(単位 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	131,650
B 固 定 資 産	265,765
C 資 産 合 計 (A+B)	397,415
D 負 債 合 計	4,310
E 純 資 産 (C-D)	393,105

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 中世古眼科

※医療法人整理番号

所在地 鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

貸借対照表

(令和7年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	131,650	I 流動負債	4,310
II 固定資産	265,765		
1 有形固定資産	7,695	負債合計	4,310
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 投資その他の資産	258,070	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 利益剰余金	383,105
		1 利益準備金	2,500
		2 その他利益剰余金	380,605
		純資産合計	393,105
資産合計	397,415	負債・純資産合計	397,415

法人名 医療法人社団 中世古眼科

※医療法人整理番号

所在地 鳥羽市鳥羽1丁目5番5号

損 益 計 算 書
 (自 令和 6年10月1日 至 令和 7年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		85,399
2 事業費用		67,517
本来業務事業利益		17,882
事業利益		17,882
II 事業外収益		
受取利息	3,063	
その他の営業外収益	2,388	5,451
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の営業外費用	124	124
経常利益		23,209
IV 特別損失		0
V 特別損失		0
税引前当期純利益		23,209
法人税		5,736
当期純利益		17,473

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 中世古眼科
理事長代理 中世古 緑弥子 殿

私は、医療法人社団 中世古眼科の令和6年会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 11 月 20 日

医療法人社団 中世古眼科

監事 中世古 浩子